

安芸高田市 子ども・子育て支援事業計画 [平成27年度～平成31年度]



こどもたちの 夢と未来がふくらむ 安芸高田

安芸高田市 子ども・子育て支援事業計画
(概要版)

安芸高田市 福祉保健部 子育て支援課
〒731-0592 広島県安芸高田市吉田町吉田791
電話 (0826) 47-1283 (0826) 42-2130

平成27年3月
広島県安芸高田市

計画策定にあたって

計画策定の趣旨

わが国においては、急速に少子高齢化が進行しています。少子化の進行が継続すれば、将来的に労働力・消費市場の縮小や社会保障負担の増大、子どもの社会性や自主性の低下など、社会全体に深刻な影響が予想されます。

国では、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境を、迅速かつ重点的に整備するよう定めるとともに、平成24年には、認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法などの改善が盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」を制定しました。

本市では、平成22年3月に「安芸高田市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、子育て支援施策を積極的に推進してきましたが、この度、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、「安芸高田市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、全ての子育て家庭を対象として、本市が今後推進していく子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定めたものです。

また、本市では、次世代育成支援行動計画の内容を本計画に引継ぎ、「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせるものとします。

本計画は、様々な分野の取組を総合的、一体的に進めるため、「第2次安芸高田市総合計画」をはじめ「安芸高田市男女共同参画プラン」、並びに「健康あきたかた21計画」「安芸高田市障害者プラン」などの諸計画との整合性を図りながら定めます。

計画期間

本計画の計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5箇年計画とします。

計画の基本的な考え方

計画の基本理念

次代を担うすべての子どもが健やかに育ち、子育て世帯が大切にされる社会の実現を目指すとともに、子どもたちが将来にわたって豊かな人生を送ることができるよう

こどもたちの夢と未来がふくらむ 安芸高田

と定めます。

計画の基本目標

基本目標1 子育て家庭への支援の充実

多様な保育ニーズに対応するため、保育の量の拡大、サービスの質の向上を図ります。また、親と子が集える場の提供や、相談体制の充実を図るとともに、多様な方法による情報提供により子育て家庭の不安解消に努めます。



基本目標2 次代を担う世代の育成

子どもの一人ひとりの個性を大切に、互いを尊重する人間性を養い、子どもの「生きる力」を育む環境づくりを目指します。また、地域において、子どもが学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる機会の提供に努めます。



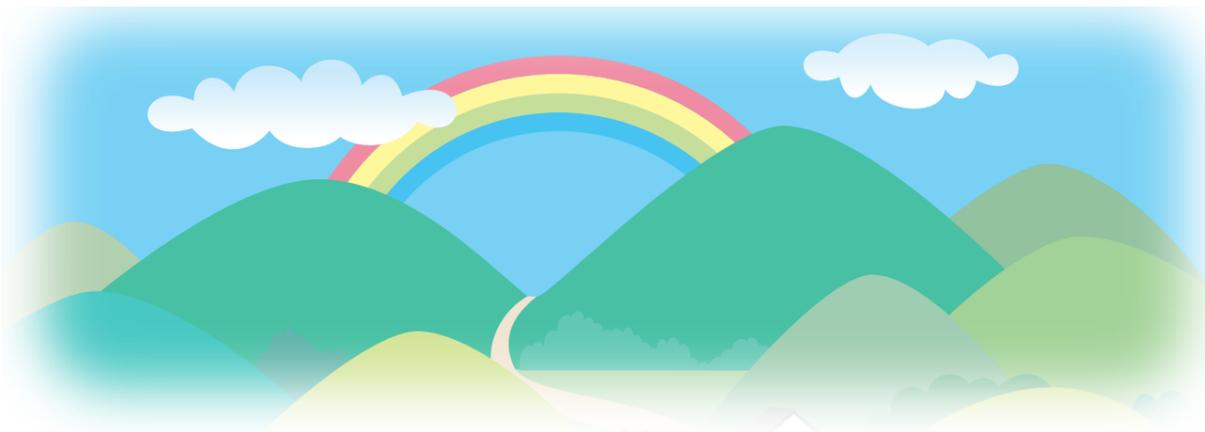
基本目標3 安心して子どもを産み育てられる環境の整備

妊婦検診・乳幼児健診、健康相談等、母子保健事業の推進に努め、出産や育児に係る不安解消を図る環境づくりを目指します。また、地域の方々をはじめ、関係機関と連携し、子どもが事故や犯罪等に巻き込まれない安全・安心な環境づくりを目指します。



基本目標4 援助が必要な子どもへの支援

援助を必要とする子どもとその家族に対する支援環境の充実に努めます。また、児童虐待の早期発見のため、関係機関との連携を深め、地域全体で見守る環境づくりに努めます。



施設の体系

基本目標 1

子育て家庭への支援の充実



保育サービスの充実

通常保育内容の充実・特別保育サービスの充実など

子育て支援のネットワークづくり

地域子育て支援センター、子育てイベントの実施など

子育て家庭への経済的支援

出産育児一時金、児童手当など

相談体制の充実

妊婦相談・おっぱい相談、育児相談など

基本目標 2

次代を担う世代の育成



教育環境の充実

就学前教育連携の推進、「生きる力」の育成など

健全育成の推進

豊かな心を育む道徳教育の推進、福祉教育の推進など

多様な体験・ふれあいの機会づくり

世代間交流の推進、体験活動の推進など

基本目標 3

安心して子どもを産み育てられる環境の整備



健やかに産み育てられる環境づくり

妊婦健康診査、こども発達支援センターなど

仕事と家庭との両立の推進

育児休業制度等の普及・啓発、女性の職業能力開発と就労支援など

安全・安心な生活環境の整備

安全で快適な道路環境の整備、交通安全教育の推進など

基本目標 4

援助が必要な子どもへの支援

児童虐待防止対策の強化

要保護児童対策事業、児童虐待相談体制の整備など

ひとり親家庭等への自立支援

ひとり親家庭相談、ひとり親家庭等医療費助成など

障害や発達に遅れのある子どもへの支援の充実

保育所受け入れ体制の充実、特別支援教育の充実など

事業量の見込みと確保方策

区域設定の考え方

- 区域設定は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要があります。
- その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定します。

保育の必要性の認定

- 子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。



認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども（保育の必要性なし）	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育の必要性あり）	保育園 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども）	保育園 認定こども園 小規模保育事業

教育、保育の量の見込みと提供体制

- 本市では、市全域を1つの教育・保育の提供区域とします。

（教育・保育施設）幼稚園、保育園、認定こども園
（地域型保育事業）小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育



	1年目		2年目		3年目		4年目		5年目												
	1号	2号	3号 0歳 1・2歳	1号	2号	3号 0歳 1・2歳	1号	2号	3号 0歳 1・2歳	1号	2号	3号 0歳 1・2歳									
①量の見込み （必要利用定員総数）	125	467	54	235	122	457	52	231	117	439	49	222	109	408	47	211	106	398	45	204	
②確保 内容	教育・保育施設	170	514	52	238	173	514	52	238	177	514	55	238	177	514	55	238	192	484	61	234
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①	45	47	-2	3	51	57	0	7	60	75	6	16	68	106	8	27	86	86	16	30	

地域子ども・子育て支援事業の提供体制

○地域子ども・子育て支援事業の提供体制の種類と提供体制は、次の通りです。

1.利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

2.地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

3.妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

4.乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

5.養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居住を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

6.子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

7.ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

8.一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定子ども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

9.延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等において保育を実施する事業です。

10.病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。現在、安芸高田市は病後児保育のみ実施しています。

11.放課後児童クラブ事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

内容	平成27年度	⇒	平成31年度
利用者支援事業	1か所(市役所本庁)		1か所(市役所本庁)
地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター、各保育園・幼稚園		子育て支援センター、各保育園・幼稚園
妊婦健康診査	妊婦一般健康診査事業 167人/年		妊婦一般健康診査事業 139人/年
乳児家庭全戸訪問事業	こんにちは赤ちゃん(新生児を含む) 全戸家庭訪問 166人/年		こんにちは赤ちゃん(新生児を含む) 全戸家庭訪問 139人/年
養育支援訪問事業	安芸高田市育児支援家庭訪問事業 (子育てヘルパー派遣事業) 1人/年		安芸高田市育児支援家庭訪問事業 (子育てヘルパー派遣事業) 1人/年
子育て短期支援事業	0人日/年		0人日/年
ファミリー・サポート・センター事業	ファミリー・サポート・センター事業 低学年 1,352人日/年 高学年 1,456人日/年		ファミリー・サポート・センター事業 低学年 1,196人日/年 高学年 1,248人日/年
一時預かり事業	幼稚園における在園児を対象とした 一時預かり 1,300人日/年 2号認定による定期的な利用 15人/年 上記以外 5,680人日/年		幼稚園における在園児を対象とした 一時預かり 1,107人日/年 2号認定による定期的な利用 13人/年 上記以外 4,845人日/年
延長保育事業	443人/年		379人/年
病児・病後児保育事業	1か所 750人日		1か所 750人日
放課後児童クラブ事業	低学年 13箇所 337人/年 高学年 12箇所 318人/年		低学年 13箇所 337人/年 高学年 12箇所 318人/年

計画の推進

各課との綿密な情報交換と連携した行動によって、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。
また、本計画を市民とともに推進していく体制を確保するため、市民参画により構成される「安芸高田市子ども・子育て会議」を中心に、計画の推進と進捗管理を行います。
市民に対して積極的に情報を提供していくとともに、市行政と各種団体、地域住民との協力の強化を推進します。

